

募集

船橋市で保育士として働こう！

船橋市保育士養成修学資金貸付制度

船橋市保育士養成修学資金貸付制度は、指定保育士養成施設に在学している方で、将来船橋市内の保育所等にて保育士として働く意思のある方に修学資金の貸付を行う制度です。ぜひご活用ください！

申請期間	平成29年4月17日（月）～5月15日（月）
対象者	以下のすべてに該当する方が対象です。 ○指定保育士養成施設に在学している方 ○指定保育士養成施設を卒業後、 船橋市内の保育所等 に保育士として就職し、 正規の修学期間 （在学する指定保育士養成施設の修学期間） 以上勤務する意思のある方 ※船橋市民以外の方もお申込可能です！
貸付金額	月額3万円（無利子）
貸付期間	指定保育士養成施設の正規の修学期間を限度に、貸付決定された月から指定保育士養成施設を卒業する日の属する月まで。
返還免除	指定保育士養成施設を卒業後、直ちに船橋市内の保育所等に保育士として就職し、 正規の修学期間 （在学する指定保育士養成施設の修学期間） 以上勤務すると 、借り受けた修学資金の返還が免除されます。 ※上記の要件を満たさない場合には、貸付を受けた期間以内に貸付金を返還していただくこととなります。

このほか制度の詳細については、船橋市公式ホームページや「船橋市保育士養成修学資金貸付制度の手引」をご覧ください。



[お問い合わせ先]

船橋市 保育認定課

(電話) 047-436-2327

(メール) hoiku@city.funabashi.lg.jp